

(お知らせ)
化学物質アドバイザーの追加募集について

平成20年11月20日(木)
環境省総合環境政策局
環境保健部環境安全課
直 通: 03-5521-8260
課 長: 木村 博承(内線 6350)
課長補佐: 瀬川 恵子(内線 6353)
担 当: 寺井 徹 (内線 6356)

環境省では、リスクコミュニケーションの推進に資する人材派遣制度として化学物質「アドバイザー事業」を展開してきました。化学物質アドバイザーには現在24名の方が登録され、勉強会の講師やリスクコミュニケーションにおけるインタープリター(解説者)として活動しています。

一般の方々の化学物質への関心が高まるにつれて、化学物質アドバイザーの派遣要請も全国各地から寄せられるようになり、現在の登録者だけで要請に対応することが困難になってきました。このような事情から、より一層リスクコミュニケーションを推進するとともに、より身近な存在として活用していただくため、化学物質アドバイザーを追加募集することとなりました。

自らが持つ化学物質や環境リスクに関する知識をリスクコミュニケーションに役立てたいと考えている方の積極的な応募をお待ちしています。

本事業の趣旨及び今年度の申込の方法などを記載した募集要綱は、化学物質アドバイザーのホームページに掲載しております。

1. 化学物質アドバイザーの追加募集の目的

化学物質やそれらを含む製品自体は、私たちの日常生活に身近なものですが、化学物質による影響や影響を及ぼす仕組みは、多くの人々にとって極めて難解です。このような中で、化学物質を適切に管理し、市民の安全と安心を確保するためには、化学物質に関する情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有し、相互に意思疎通を図る必要があります。これをリスクコミュニケーションといいます。環境省では、化管法(化学物質排出把握管理促進法)の施行にあわせて、リスクコミュニケーションの推進に資する人材派遣制度として化学物質アドバイザー事業を展開してきました。現在、24名が登録され、毎年、勉強会の講師やリスクコミュニケーションにおけるインタープリター(解説者)として活動しています。

一般の方々の化学物質への関心が高まるにつれて、化学物質アドバイザーの派遣要請も全国各地から寄せられるようになり、現在の登録者だけで要請に対応することが困難になってきました。このような事情から、より一層リスクコミュニケーションを推進するとともに、より身近な存在として活用していただくため、化学物質アドバイザーを追加募集することとなりました。

2. 追加募集予定人数

今回の追加募集予定人数は全国で10名程度を想定しています。また、地域別の予定数は以下の通りです。

地域	化学物質アドバイザーの居住都道府県	募集予定人数
北海道	北海道	2名以上
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名以上
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、静岡	若干名
中部	富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重	1名以上
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	若干名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名以上
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名以上

3. 化学物質アドバイザー認定審査を受けるには

3-1. 申込資格

以下の5つの要件を全て満たす方が認定審査にお申し込みできます。

- ① 四年制大学または大学院に準ずる機関で「化学（農芸化学、工業化学等の化学関連の専攻を含む）」「医学・薬学」「毒性学」又は化学物質アドバイザーの業務内容に照らして関係が深いと考えられる分野を専攻し、所定の課程を修了した方。
- ② 上記知識を活かした、社会での実務経験が5年以上ある方。
現在、実務活動から離れている方は、離れてから5年未満であること。
※実務経験には「ボランティアやNGO・NPO等での活動」も含まれます。
- ③ パーソナルコンピュータ及びインターネット使用の実務的知識と技術を持ち、webのブラウジング及び自己専用に割り当てられたE-mailアカウントが利用可能であること。
- ④ 長距離の移動や泊まりがけの出張に対応可能であること。
- ⑤ 審査の全日程に参加が可能であること。

注：環境省登録の環境カウンセラー（専門：化学物質）の方は①及び②の要件を満たしているものとします。

3-2. 認定審査

3-1の要件を満たし、本追加募集にお申し込みいただいた方には認定審査を受けていただきます。認定審査は「事前審査」、「筆記・面接審査」から成ります。出題範囲等の詳細については募集要項（4. その他）に記載されているサイト内にあります）を御覧下さい。

3-3. 認定審査のスケジュール（予定）

今回の追加認定に関するスケジュール（予定）は以下の通りです。詳しくはお申し込みいただいた後に化学物質アドバイザー事務局からお申込者に直接御連絡いたします。

申請受付： 11月21日（金）
～12月15日（月）（18時必着）
事前審査の問題掲載： 12月21日（日） 14時
事前審査の解答提出期限： 12月21日（日） 16時
事前審査結果及び筆記・面接審査の案内： 平成21年1月中旬
筆記・面接審査： 平成21年1月25日（日）（東京会場）
2月 1日（日）（福岡会場）
審査結果通知： 平成21年2月下旬

4. その他（詳細及びお問い合わせ）

詳しくは、以下のwebサイトを御参照下さい。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

また、お問い合わせは下記の化学物質アドバイザー事務局までお願いいたします。

【化学物質アドバイザー事務局】

〒102-0081

東京都千代田区四番町8-19 番町ポンピアンビル

（社）環境情報科学センター 担当：佐藤、高松

tel： 03-3265-4000

mail： adviser@ceis.or.jp

（参考）

1. 化学物質アドバイザーとは

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力などを有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。市民や行政、企業のいずれにも偏らず、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。

環境省では、化学物質に関する一般の方々の疑問に答えたり、情報を提供したりする「化学物質アドバイザー」を派遣する事業を試行しています。化学物質アドバイザーの活動は、営利を目的としたものではありません。自発的な協力のもとに情報提供活動を行っています。

化学物質アドバイザー制度はいわゆる資格制度ではありません。「化学物質」「環境リスク」「環境関連法規」及び「リスクコミュニケーション」に関する知識とスキルが一定レベル以上であることを認定し、派遣する制度です。

登録の基準は、大学や大学院で化学関連を専攻し、一定期間社会人としての経験を積んでおり、かつ環境リスクの考え方やコミュニケーション能力等を持っている方です。全国から約400名が受験し、厳正に審査された上で、現在24名の人材が登録されています。化学物質アドバイザーの多くは有職者で、日頃は化学系会社、病院の医薬局、消費者団体、行政機関などで働いています。(OBの方もいます。)

登録後も、年に数回研修会を行う他、個人で常に新しい情報を収集していますので、化学物質に関する新しい知見や法律の改正、海外の最新動向などについても幅広くフォローしています。

2. 化学物質アドバイザーの役割

化学物質アドバイザーは、市民、企業、行政からの要請に応じて、「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する疑問に分かりやすく答えたり、関連する情報を提供することにより、化学物質に関する皆さんの理解を促進するお手伝いをします。

化学物質アドバイザーが活躍する場面は「リスクコミュニケーションの場」及び「化学物質に関する勉強会や講演会」の2つがあります。

リスクコミュニケーションの場…化学物質アドバイザーの役割は参加者の化学物質に対する理解の促進ですので、会の運営や司会進行、トラブルや利害の調整には関与しません。

化学物質に関する勉強会や講演会…化学物質アドバイザーは、市民グループの勉強会や企業の社内研修会、行政の市民及び企業向け説明会等における講師としても派遣しています。

3. 化学物質アドバイザーの派遣実績

化学物質アドバイザーの過去の派遣実績は下の表の通りです。

表 化学物質アドバイザーの派遣実績（平成15年度～19年度）

依頼者種別	派遣回数				
	H15	H16	H17	H18	H19
行政・自治体	24	25	31	34	24
企業・業界団体・工業界	7	6	5	5	13
NGO(市民グループ)	6	5	11	6	3
NPO(専門家集団等)	7	1	0	3	1
NPO(公益法人等)	6	5	4	2	1
その他	1	0	4	0	1
合 計	51	42	55	50	43